

○厚生労働省令第八十五号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の二の二第二十一項及び第二十九條の二の二第二十一項並びに附則第二十一條第一項第三号及び第五項並びに第二十二條第一項第三号及び第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第二十一項並びに附則第十三條第一項第三号及び第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(削る)	(令第二十二條の二の二第六項の収入額の算定) 第八十三條の二の二 令第二十二條の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者

略
第七十七條第一項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による文書化 第七十七條第二項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第八十一條の二の二の規定による文書化 第八十一條の二の二第一項第一号及び第二号並びに第二項(これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第八十一條の二の三(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による文書化 第八十一條の二の四(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による文書化

略
第七十七條第一項の規定による文書化 第七十七條第二項の規定による記録の作成

に係る居宅サービス等のあった月の属する年の前年(当該居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六條第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則